

群馬大学医学部附属病院長選考規程

平成28年12月14日 制定

改正 平成30年11月22日

令和2年10月1日

(趣 旨)

第1条 この規程は、群馬大学医学部附属病院長（以下「病院長」という。）の選考に関し、必要な事項を定める。

(選考の時期)

第2条 病院長の選考は、次の各号のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) 病院長の任期が満了するとき。
- (2) 病院長が辞任を申し出たとき。
- (3) 病院長が欠員となったとき。

2 学長は、前項第1号に該当する場合は任期満了の1月以前に、同項第2号又は第3号に該当する場合は速やかに、病院長の選考を行うものとする。

(病院長の資質・能力)

第3条 病院長は、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 医師免許を有している者
- (2) 医療安全確保のために必要な資質・能力を有している者
- (3) 病院の管理運営に必要な資質・能力を有している者

2 前項に定める要件の具体的な内容は、病院長候補者選考基準（以下「選考基準」という。）において定める。

(実施計画)

第4条 学長は、病院長の選考を開始するに当たり、実施計画を策定し、その概要を公表するものとする。

(候補者選考会議の設置)

第5条 学長は、病院長の選考に当たり群馬大学医学部附属病院長候補者選考会議（以下「候補者選考会議」という。）を設置する。

2 学長は、候補者選考会議を設置したときは、役員会の議を経て、速やかに委員を選定し、委員名簿に選定理由及び経歴を添えて公表するものとする。

3 学長は、候補者選考会議に対し、選考基準案の策定及び原則3人の病院長候補者（以下「候補者」という。）の推薦を求める。

4 候補者選考会議に関し必要な事項は、別に定める。

(選考基準の決定)

第6条 学長は、候補者選考会議が策定した選考基準案を基に、役員会の議を経て、選考基準を決定し公表するものとする。

(病院長の指名等)

第7条 学長は、候補者選考会議から推薦のあった候補者の中から、役員会の議を経て、病院長を指名又は採用する。

2 学長は、病院長の選考に際して必要と認めるときは、候補者との面談を行うことができる。

(任期)

第8条 病院長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし引き続き6年を超えて在任することはできない。

2 任期満了以外の理由により選考された病院長の任期は、前任者の残任期間とする。

(病院長の公示)

第9条 学長は、次期病院長を決定したときは、別紙様式第1号により、速やかに公示するものとする。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、役員会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成28年12月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年11月22日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

公 示

群馬大学医学部附属病院長選考規程に基づき、次期病院長を決定したので、同規程第9条の規定により下記のとおり公示する。

記

1 次期病院長氏名

2 着任予定年月日

（元号） 年 月 日（任期 年）

3 選考した理由及び選考の過程

（元号） 年 月 日

国立大学法人群馬大学長

○ ○ ○ ○ 印